

一、爭議發生、場所

中野區本町通三ノ二〇

桃園尋常高等小學校改築場

二、爭議發生並解決日

二月九日 發生

二月十二日 解決

三、事業主側

(1) 工事全部、請負人

京橋區新富町二ノ一四 株式會社 竹 田 組

(2) 塗裝部下請人

京橋區靈岸島一ノ一四 石川朝次郎商店塗裝部
代表社員 大 池 福 三

(3) 資本金 約五萬円位

(4) 企業系統 +シ

(5) 使用労働者数 塗工 六名

(1) 労働賃銀 日給二月

(2) 退職手当制度並ニ福利施設、有無 +シ

(3) 事業主、団体關係 東京塗裝業組合ニ加盟

四、労働者側

(1) 爭議参加者数 六名(全員)

(2) 爭議参加者中組合加盟者数並其ノ組合名
六名(全員) 總同盟東京塗裝工組合

(3) 應援団体名 右 同

(4) 應援団体名 右 同

五、爭議發生原因

爭議發生場所タル桃園尋常高等小學校改築工事ハ昭和十一年
六月十日竹田組ノ請負下ニ工ヲ起シ本年二月十日完了ノ見
込ナルカ更ニ右竹田組ヨリ塗裝工事ヲ下請シタル大池福三ハ
塗工六名ヲ日給二月ニテ使用シテ、アリタルトコロ組合側ハ
東京塗裝業組合ニ加盟シナカラ其ノ協定賃銀二月四十銭ヲ支